

# 外国人の人権と教育

## —外国人学校の大学受験問題より—

### Human Rights and Education of the Foreigners in Japan

—Focus on the Entrance Examination of Universities and Colleges—

村田 鈴子  
MURATA Suzuko

#### キーワード

[国際学校] International school ・ [大学入試] Entrance examination for university Level

[各種学校] Miscellaneous school ・ [外国人] Foreigner ・ [教育法 (学校教育法)] School Law

### Human Rights and Education of the Foreigners in Japan

—Focus on the Entrance Examination of Universities and Colleges—

This paper is to study about human rights and education of the foreigners in Japan. All school are divide into three classes in Japan, there are formal schools, special schools (senshu) and miscellaneous schools (kakushu) . And International schools where foreigners are built and manageing schools are belonging miscellaneous schools. Therefore, even though International schools are excellent schools and are same level to Japanese high schools, they are not to take the entrance examination to 99 national universities and colleges without special examination by “School Law” in 1947.

They are a discrimination for foreigners, especially native Korean in Japan are same living and learning situation. Recently, Kyoto University and other agency are trying to change the law. And, the Ministry of Education and Science is thinking about how to change. It will hope to take the entrance examination of 99 national universities and colleges through graduation.

Also, International law will hope to complete with national law in regarding human rights and education for foreigners in Japan.

## 目 次

はじめに	IV. 今日の動き
I. 今日までの経過	(1) (社)日本経済団体連合会(経団連)の活動
II. 「学校」の定義について	(2) 「総合規制改革会議」からの答申
III. 外国人学校について	V. 国際教育法の発展
(1) インターナショナルスクール	VI. 外国人の人権と教育
(2) 在日韓国・朝鮮人学校	おわりに

### はじめに

2002年(平成14年)9月13日の朝日新聞夕刊の一面には、「外国人学校にも京大が受験資格」「国立大初、大検なしでも、来春にも実施の方針」という大きなタイトルで掲載されているのが目に入った。内容を読んでみると、京大の同和・人権問題委員会は資格制限撤廃を求める学生たちの要望を受けて、1998年から検討を進めてきた。そして、朝鮮学校や韓国学園の授業や教科書を見るなどして、「高校」と差がないことを確認したので、朝鮮学校やインターナショナルスクールなどの外国人学校の卒業生に入試の受験資格を認める方針をまとめ、速やかな実現を求める意見として、最終報告を学長に提出することになったとある。

なお、この問題に対して、本学経済学部T教授は、実際に、公立大学や私立大学の一部が受験を認めているのに、国立大学が認めないでいた今までがおかしい、京大で認めれば、ほかの国立大学にも広がるのではないかとコメントされていた。この外国人学校卒業生の大学受験生にとっての不利益な差別は大きな問題であり、それを何とかして無くそうという努力もまた大変なことであって、今までの差別がおかしいといわれているのも、尤もな意見であると筆者は考えた。

しかし、例え一つの国立大学が受験を認めても、文部科学省のいう国内に123校存在している外国人学校の卒業生に対して、平等に国立大学への受験や入学を許可する方向へ向かうのであろうか、京大が先駆けて実施しても、他の98の国立大学はどのように考え、実施に踏み切るのであろうか、そのためには、「学校教育法」第一条の「学校」の定義、つまり「外国人学校」を「各種学校」としか長い間認めてこなかった国の方針を、法律を改正して「学校」に準ずる定義に変えることができるのであろうかなどと思いを巡らして、筆者は眠れない一夜を過ごした。

そして、翌朝の同紙の朝刊を見ると、京大の同和・人権委員会から提出された報告書は、「歴史的責任」に加えて、「近年、教育の国際化が進んだことなども挙げて、受験資格を認めるのが適当である」と結論づけていて、この意図にも問題はない。当該学校の校長や学生たちは、「門戸が開かれるのは一つの前進であり、京大の対応が突破口になって、全大学に広がってほしい」と大いに歓迎しているのは、学生たちが長い間待ち望んでいたことが理解でき

る。けれども某校長は、「国の方針が変わらなければ、根本的な解決にはならない、日本政府が民族学校を学校教育法第一条の「学校」として認めない限り、差別が残る」とやはり、この点についてコメントしていた。

筆者が懸念していたことと、同様な主旨であるように考える。さらに、同年9月21日の同新聞朝刊によると、京大の同和・人権問題委員会は、9月20日速やかな実現を求める最終報告を学長に提出したところ、N学長は「重大な問題だと認識しており、慎重に検討を進めていきたい」とのコメントを発表、時期については検討に相当の日数が必要として、「少なくとも来春からの導入は困難」との考えを示した。そして、今回の学長のコメントについて、地元のK朝鮮中・高級学校の校長は、「残念だが、最終報告を受け止め、早期実施に向けて前向きに検討してほしい」と話したとあった。

双方ともこの重大な問題については、妥当な意見と態度であると筆者は考える。そこで、本小論において非力ながら、この問題を取り上げて考察・検討を試みたい。そのために、まず、戦後今日までの学校教育法における、「学校」や「各種学校」の概念規定が制定され、改正された経過を顧みることから始める。制定当初と今日とでは事情が違ふ事態になっていて、現実に当てはまらなくなっているのが、このような問題が起こるのである。そのために、次に法律で規定している正規の「学校」の概念が外国人学校にも適応されるよう、その解釈や法律の運用が広げられていくことを期待して止まない。恐らく、京大以外にもこの問題はすでにどこかで検討され、今日文部科学省はどのような考えをもっているのだろうか。どのような動きがあって、どのようなになっているかは、文部科学省にも尋ねてみたい。さらに、この重い問題を理解していくために、教育の国際化の視点から、筆者の専門とはいえないけれども、国際法との関連や外国籍の人々の人権問題や教育問題にまで、可能な限り拡大して考察・検討を加えたいと考える。

## I. 今日までの経過

日本の「学校教育法」は、戦後の1947年（昭和22年）3月31日に「教育基本法」と同日に交付され、翌日の新年度からこの法律によって、アメリカによる占領下新学制が施行されたのであった。そして、何度かの法律改正によって、現在の同法第一条「学校」の定義は、次のように規定されている。

「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする」

この法律で定める「学校」とは、以上の10種類である。そしてこれは同時に、教育基本法第6条「学校教育」で示された「法律に定める学校」を受けて規定されている。同条をふまえて本条では、学校設置基準（本条第3条）に基づく一定の教育条件を備えた「学校」に限定された。それゆえ、元来戦後日本の学制改革によって、戦前の複線型から6：3：3制の単線型の学校制度へ転換されたことを受けて、「学校教育法」では、これらを「正系あるいは正規」の学校として法制化したのであった。

その後、1961年に「高等専門学校」(昭36法144)が、1998年には、「中等教育学校」(平10法101)が追加規定され、今日の学校制度はやや複雑化してきたともいえる。なお、障害のある子どもが行く学校は、障害の種別ごとに単線型の学校制度の中に、小学部・中学部・高等部という名称がつけられて組み込まれている。ただ、学校教育法第6章の「特殊教育」は、今日では差別用語であるため、障害教育と早く改めるべきである。

次に、これらの「正系あるいは正規」の学校以外の教育施設には、「専修学校」(第82条の2)、「各種学校」(第83条)がある。在日韓国・朝鮮籍の子どもが通う民族学校とインターナショナルスクールは各種学校として取り扱われているため、国立大学へは大検に合格しないと卒業しただけでは受験ができないゆえに、大学進学や就職の際の資格で今日では確かに問題であり、差別といわれるのである。しかし、外国人学校を各種学校とした当初は、大学受験希望者も少なく日本の学校設置基準に達しない学校や無認可もあったと思われるので、無理に日本の学校設置時の物差である設置基準を外国人学校に押しついたりするよりも、学校の設置や教育内容、使用するテキスト、教員などの人事についてすべてを自由にして、都道府県知事の認可のみを必要にしておこうという考えが当時の文部省内にあったことは確かである。そうであったればこそ、民族教育などの思い切った希望通りの教育ができたのではないだろうかと考える。この点については、今度文部科学省に伺ってみた<sup>(1)</sup>。あながち、初めから差別する意識ばかりがあったのでもない。このような歴史的事情と経緯を振り返ってみることも必要であろう。ただ、いつまでも「学校教育法」第83条による「各種学校規程」(昭和31年文部省令第31号)によるままに長く放置してきたことは問題であったと考える。

占領下なら可能でも、自立している国の教育に干渉することはできないし、外国人学校の実態も正確に把握することがむづかしいので、従来は日本の通信制高校を卒業して国立大学を受験していたのであるが、2000年度からは、日本の義務教育である中学校を卒業してなくても、大学入学資格検定に合格した者であれば、国立大学への受験が可能になったのであった。これは、次第に日本の国立大学への受験資格を拡げていき、一歩ずつ前進してきたといえる。それゆえ、全く門戸を閉ざしていたのでもない。ただ、外国人学校の卒業生に無条件で国立大学への受験資格を与えることはしなかったのである。

それは、なぜであろうかと考えてみると、外国人学校を「正系あるいは正規」の学校であると認めてこなかったことに起因しているのであって、そのことは確かに日本の大学へ進学を希望している受験生たちが多くなっていく中で、大学進学に不利益な扱いを受けるのであって、いわゆる「学校教育法」第一条の「学校」をどのように考え、定義するかが未解決のままになっているといえよう。

そして、在日の学生たちでつくる「民族学校の処遇改善を求める全国連絡協議会」によると、2000年度の調査で公立34校、私立228校と全体の約半数の大学が受験を認めている<sup>(2)</sup>が、国立大学は上記のように無条件では、いずれの学校も全く認めていない。なお、受験を認めている公私立大学の法的根拠は、学校教育法第56条の「入学資格」として、その第一項に次のような規定がある。

「大学に入学することのできる者は、高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに

相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする」

さらに、2001年7月の改正で、第二項が追加されたので、より入学資格は広げられた。それは、条件付ではあるが、高校生(2年以上)の大学への飛び入学を制度的に承認した点で注目される。

上記の規定の他に、この「学校教育法」第56条の規定を受けて、学校教育法施行規則第69条には、「高校卒業者と同等以上の学力と認められる者」として、「大学において、相当の年齢年齢に達し、高校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」という項目が定められている。

実際に、公立大学と私立大学の約半数は、「学校教育法」第一条の「学校」によらない第83条の規定による「各種学校」については、同法第56条や同施行規則第67条の「入学資格」を法的根拠として、外国人学校の卒業生に対しては無条件で受験を認めているけれども、現在99ある国立大学は「学校」の定義の規定によって、各種学校と認定されている外国人学校卒業生の無条件の受験を許可してこなかったのである。

これは、国立大学として法律を遵守してきたのであって、間違っているともいえないのである。法律通りにすると、差別につながるようなことを放置してきた国の方針、文部科学省のやり方や態度こそが問題であったといえる。そして、今度京大の同和・人権問題委員会が指摘し、大検なしで受験を許可したいと名乗りを上げた決定は、外国人学校への差別を無くしたいとする国立大学の勇気ある態度といえる。

後述するように、この問題については「教育の国際化」が叫ばれている今日、他の機関においても検討がなされているけれども、文部科学省の何らかの措置がなされるように、恐らく、国民の誰もが願っているのではないだろうか？

## Ⅱ. 「学校」の定義

日本の学校は「学校教育法」の法律の規定によると、「学校」と、「専修学校」及び「各種学校」の三つの種類に分けられている。まず、第一条に規定されている正系の「学校」については、先に述べた10種類であるが、「専修学校」については、第82条の2で目的が規定されている。

第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

1. 修業年限が一年以上であること。
2. 授業字数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
3. 教育を受ける者が常時40人以上であること。

この規定は、1979年(昭和50)法59により追加された。つまり、学校教育法ができた1947年からこの時までの32年間は、正規の学校と各種学校との二つの種類に分けられていたのだ

った。次に、「各種学校」については、同法第83条に規定がある。

第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第82条の2に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。

(2) (略)

(3) 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

このような規定によって、日本にある外国人学校のすべてを法律上、「各種学校」と位置づけている。別に各学校の規定よりもはるかに水準の低い内容の、「各種学校規程」（1961年、昭和31年12月5日制定）がある。そして、設置者については、とくに制限規定がないので、私人も設置することができることになっており、私立学校として都道府県知事に届け出て、認可を受けることになっているが、無認可の学校もあるということである。

それゆえ、今日では日本の高校と同じレベルの教育を行っている学校であっても、各種学校の卒業生についての大学受験を99ある国立大学はすべて今日まで許可していないのである。外国人の行く学校は、日本人の行く学校とは学力の点で程度が違おうとでも考えているのかも知れないが、やっと2年前に大学入学資格検定（大検）に合格した場合のみ、国立大学へ受験が可能となったのであった。無条件でないにしても、どこまでも条件つきであっても、門前払いでなくなった。一例として、大阪朝鮮高級学校では、毎年大検に合格した5人位が国立大学へ進学しているという<sup>(3)</sup>。

日本の高校と外国人高等学校が、同程度であるという見解を国がもつならば、大検なしで国立大学への受験がストレートにできるようになるのであるが、国立大学の独立行政法人化を控えて、一大学としての京大だけでも大検なしで受験できるようになれば、一つの前進であり、国の方針が変わるきっかけになるのではと、門戸が開く突破口になるとこの朗報に喜んでいるのは、いかに関係者や大学受験者が長い間、苦しんできたかが理解できる。現在123校あるといわれる外国人学校について、全部ストレートに受験資格を与えることにも問題があるだろうし、むづかしい問題である。大検合格のしほりをなくせば、大学受験者数が多くなって、日本の大学入学年齢の18歳人口の減少期にはよい方法かも知れないが、大学の質の向上には繋がらないかも知れない。その判断と評価は大変であり、国立大学が「各種学校」と規定している外国人学校の卒業生の受験をストレートに許可していないのも一理あるといえよう。

このように考えてくると、今日なお外国人学校の卒業生に対して、大検の合格という条件をつけて国立大学へ受験を許可しているという事実は、結局、日本の国が外国籍の人々へ偏見をもって、外国人学校を日本の学校とは同様に見ていない証拠かも知れない。しかし、そこには複雑な問題のあることも事実である。言語や文化の違いによる見解の相違や摩擦に加えて、日本が21世紀になっても、なお教育改革を行っている今日、とくに日本の大学教育が、いろいろな面で危機的状況にあって、量と質との相反する二極を同時に求めなければならない非常時だからでもある。

しかし、この問題は日本の高等教育の開放や国際化にとっても、大切な問題である。将来の人材養成の面からも慎重に考慮して、いつまでもこのままでというわけにも行かない事柄である。そうであるならば、外国人学校は長い間活動して与論を盛り上げてきたであろうが、

それに対して、京大以外にどのような所で、どのようにこの問題は考えられているのであろうか。そして、どのような動きがあるのだろうか。

次に、上記の点についての、今日的な活動現況を理解しようと思う。さらに、この問題の背景にある教育に関しての国内法と国際法との関連や、外国籍の人々の人権についての考察などについても、今後大学開放の方向へ進まねばならないので、検討してみる必要があるように考える。そして、国際化した社会であると認識していても、その実践は遅れている。建前と本音の違う社会であることも再考を要する点であろう。これからの国際化のために、当面しているこのような差別の残存と見られる点は是正していかなければならない。

この外国人学校卒業生が大検なしで国立大学への受験資格を与えることについても、放置しておけない教育上の問題である。

### Ⅲ. 外国人学校について

#### (1) インターナショナルスクール

今日の日本には、30校存在している。それらには、「国際学校」「アメリカン・スクール」「カナディアン・アカデミー」「ドイツ学校」「フィンランド学院」「中華学院」等がある。その中で、大阪箕面市にある1991年に創立された「千里国際学園」(SIS)の中等部と高等部は私学的一条校による正規の学校である。外国籍の児童生徒を基本とした幼稚園～高校までの250名が在籍する「大阪インターナショナルスクール」(OIS)が併設されており、この学校は大阪府の認可する英語教育をベースとした外国人学校(各種学校)である。アメリカ西海岸の大学協会(WASC)の認定加盟校でもあり、11年と12年生はコアカリキュラムで国際バカロレア資格が取得できる。日本人学校とインターナショナルスクールとの併設は、唯一のケースであろう。

この「千里国際学園」の要覧<sup>(4)</sup>によると、日本最初の、世界ネットを持つ〈インターナショナルスクール〉とのジョイント・スクールとある。帰国生徒・外国人生徒・一般日本人生徒がともに学ぶことを目的にして設立された学校で、2002年度は帰国生徒=中・高184(女子114)、外国人生徒=36(16)、一般日本人生徒=20(12)で、合計408名在籍している。一般日本人生徒の合格率は約50%であり、英語使用の帰国生徒を主体として、国際交流と異文化理解を目的に多様な背景の生徒と国際化時代に即応した学習体制がなされている。日英バイリンガル教育の基本によって、多様な選択科目を設けて、両校が可能な限りの教科や課外活動を合同で行うカリキュラムになっている点である。また、当然のことではあるが、コンピューター教育も徹底して行っている。クラス平均18名という少人数教育を徹底しており、学園の基本理念は5つのリスペクト、自分を大切にする、他の人を大切にする、学習を大切にする、環境を大切にする、リーダーシップを大切にするである。そして、校則もチャイムもなく、自主・自立を徹底している。卒業生の殆どが、日本の私立大学や一部海外の大学に、比較的裕福な家庭環境にあると思われる一般日本人生徒の多くは国・公立大学に進学している。中学3年生以上に、定員42名の「あけぼの寮」が学校の近くにあって、ここでは、大学進学や学園生活にあまり問題がないようである。学園側に伺っても、アメリカからの帰国生徒でR大学の国際文化学部大学院に学ぶ学生に尋ねても、自由でのびのびとした環境の中で、

生徒を中心としたよい教育を両校で行っていることが理解できた。なお、「大阪インターナショナルスクール」も外国人が多く、大学進学は海外の大学へ行くため、日本の各種学校としての問題はないように思えた。

## (2) 在日韓国・朝鮮人学校

第二次大戦中植民地政策の一環として強制労働のため日本に連れてこられた朝鮮人たちは、大阪市や東大阪市に多く居住している。その数は、60万とも70万人ともいわれているがその二世たちは日本生まれのため、少数の帰化した人を除いて8割までが外国籍のまま永住権をもって日本人と同様に日本の学校で学んでおり、何人か学校に対象者がいると日本人学校の中に民族学級があり、別に言語や音楽などを学ぶことができ問題はない。しかし同化政策を好まない韓国人たちは別に「民族学校」を幼稚園から大学まで設置している。筆者はその一つで大阪府が各種学校として認定している「大阪朝鮮高級学校」を10月30日訪問した<sup>(5)</sup>。

大阪市の場合、西成区にある私立の一条校金剛学園の小・中・高校と、住吉区にある白頭(建国)学園に朝鮮人は多く学んでいる。各種学校である朝鮮の学校は、市内に中学が3校と小学校が8校、府下に2校ある。高級学校は大阪・京都・神戸・東京・神奈川・茨城・愛知・仙台・北海道・広島・山口・福岡の12校がある。テキストや教師、授業時間(45分で6時間)、教育内容など日本の高校と同じにやっている。5日制であるが、土曜日は課外活動をしている。

東大阪市にある「大阪朝鮮高級学校」は、現在生徒が584名在学しており、南からも北からの国籍の者もいる。日本語・朝鮮語・英語の語学と朝鮮近代史の史実はしっかり教えている。高校3年は日本のM高校の通信制学校とダブルスクールで通っていて単位を取るため、大検の合格者はかなりいて、毎年4～5名が国立大学に進学している。最近、京大や東大に進学する者も出てきた。女子は、看護婦の国家試験を受ける者が4～5名いる。

朝鮮大学校は東京の小平市に1校あり、ここは研究を主として勉強している。大学院はないので、これは日本の大学院に進学する者が、毎年出てきた。10年ぐらい前からやっと大阪府より、府下全体の朝鮮人学校に対して、毎年2億円ほどの教育補助金がもらえるようになった。それまでは日本から何の補助もなかったもので、問題は資金不足であった。教師のサラリーは日本の学校の半分で学校の建設や運営など、一世たちの民族精神による寄付でまかされたとのことであった。ここまでは、Y副校長のお話であったが、それにしても、立派な校舎で美しく、ルールをきちんと守り、上履きと下履きを別にしていて、客には礼儀正しく接し、放課後の掃除を教師と生徒が一緒にやり、課外活動の時間を見せて頂いたが、音楽はチェロを除いて全部民族楽器を使用しての練習には感心した。ただ、最近の拉致問題でとくに女性徒が登下校の途中、日本人にいたづらをされたり、石を投げられたりするので、学校の中では民族服を着ていても、登下校時は日本人の服装に着替えをしている女生徒を見て、筆者はとても恥ずかしい思いがした。

そして、帰宅後要覧により考察を試みた。この学校の歴史を理解すると、民族精神をしっかりとった一世によって国語講習所が1946年4月から初・中・上の3年制初等教育学院へ改編し、同年9月6年制の学校になり、10月から中学校が創立した。そして、100万部の教科書と副教材を自力で作成した。1948年1月、GHQと日本当局は、朝鮮学校閉鎖の通告を全国の



都道府県の知事に下し、翌年10月閉鎖令を出したので日本学校への編入を余儀なくされたが、困難な条件の中でいろいろな形態で民族教育は続けられた。

1955年5月、在日本朝鮮人総連合会が結成され、ここが教育専門部を設置し、翌年4月朝鮮大学校を創設した。1959年12月、祖国への帰国ができるようになってから、生徒数が増加し4年間で学校は76校になり民族教育は高揚したが、1965年6月の「韓日条約」締結後、日本当局は再び民族教育に対する弾圧の動きを見せた。「外国人学校法案」を国会に7回も上程し、朝鮮学校規制を計画したがこの法案は同朋の戦いと日本人の支援により廃案となった。そして、朝鮮大学校が認可され、朝鮮学校所在の29都道府県がみな民族学校を認可している。朝鮮学校は1977年度と1988年度、1993年度の3回にわたって、カリキュラムと教科書を改編し、新しい環境に応じる高いレベルの教育内容に改編し発展している。インターナショナルスクールのみが正規の学校になる動きに敏感であった。彼らの苦勞を日本人は理解すべきである。

## IV. 今日の動き

前章で外国人学校とは我が国では二つの種類に分けられることが理解できた。ここでは、主として前者についての最近の取り組みについて考察しよう。

### 1. (社)日本経済団体連合会(経団連)の活動<sup>(6)</sup>

民間人の経済団体からは、人材養成と経済の活性化を図ることを目的として、2002年6月14日「インターナショナルスクール問題に関する提言(概要)ーグローバル化時代に対応した教育基盤の整備に向けてー」と題して、提言を行っている。

それによると、インターナショナルスクールは、「複数の国籍の生徒が席を並べ、国際水準の教育を英語等によって実施する教育機関」であるとして、その役割を積極的に評価している。しかし、現状は国際社会で活躍するための教育へのニーズの高まりに対応して、入学希望者が急増し受け入れ能力は限界に達している。そして、正規の「学校」でなく、各種学校の扱いになっていることを述べ、その学校の意義を5つの点から述べて、問題の改善策について記している。この改善策の中の(1)と(2)が、関連する問題点である。

#### (1) 一条校に準ずる教育機関として認めること

現状：一条校のみが正規の学校特例で認める

#### (2) 卒業生に対し上級学校(大学・高等学校)入学資格を付与すること

現状：国際資格の取得あるいは大学入学資格検定資格合格が大学入学資格認定機関による評価認定を受けた学校の卒業生は入学資格を認める

このように、インターナショナルスクールは日本の正規の「学校」に準ずる教育機関とし、資格のある学校の卒業生には、日本の大学への入学資格を与えてほしいと尤もな提言を行っているが、対象が日本にある30のインターナショナルスクールについて提言しているため、在日韓国・朝鮮学校は入れていない。やはり、外国人学校全体を対象として同様の提言をす

べきが妥当であると考える。

## 2. 「総合規制改革会議」からの答申<sup>(7)</sup>

これは、小泉内閣になってから民間人の代表を内閣府に集め、「総合規制改革会議」を設置し、オリックス会社社長宮内氏を議長として、各種の規制を緩和するために審議してきたのであるが、その中に教育問題も含まれている。2001年（平成13年）12月11日に、「規制改革の推進に関する第一次答申」が出され、第1章の4の「教育」の中に、

### 5) 小・中学校の設置基準明確化と私立学校参入促進のための要件の緩和

#### ウ インターナショナルスクール卒業生の進学機会の拡大

インターナショナルスクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、我が国の大学や高等学校に入学する機会を拡大すべきである。

この一項目が入っている。さらに、次のようなコメントが付けられている。

近年、外国からの対日投資の増加等に伴い、我が国に中・長期的に滞在する外国人が増えてきており、これら外国人の子女の多くが我が国のインターナショナルスクールに通っている。

今後、教育の国際化の観点からも、我が国の学校制度との整合性を勘案しつつ、インターナショナルスクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、大学や高等学校に入学する機会を拡大すべきである。

これらの措置等を取るにより、我が国においてインターナショナルスクールの設置が促進されることが期待される。

(1) も (2) の場合もいずれもが、インターナショナルスクールにのみ言及していることは問題である。2の答申によって、文部科学省内にも実行に移すための検討委員会が2002年になって設置され、同年10月4日筆者が訪問した時には目下検討中であって、2002年度中に措置を担当の高等教育局の方から発表するとのことであった。もう大体の原案はできいて、「省令」<sup>(8)</sup>で入学資格について大検の受験をなくし、なんらかの文言を付加する程度の変更であるとのことであった。

実際にその措置が発表されないと、何ともいえない問題であるけれども、学校教育法の「学校」の定義を変えるならともかく、省令で簡単に済ますならば、なぜもっと早くやらなかったのかと考えた。やはり、この問題は抜本的な改革をするのではなく、便宜的な措置で片付けようとしている。しかも、与論の動きを待ってゆっくり取り組むのが日本の中央官庁のやり方かも知れない。要は、外国人学校の卒業生の誰もが、日本人と同様に国立大学への受験資格をもつことができるよう、一日でもその措置が早く取られるべきが望まれる。

## V. 国際法の発展

国内法である「教育基本法」は、「新憲法」について占領下、アメリカGHQの指示によって公布され、同じく「学校教育法」が制定されたその翌年の1948年（昭和23年）12月10日の第3回国連総会上において、「世界人権宣言」が採択されている。国際連合は、二つの世界戦争の反省にたつて、平和と人権が密接な関係にあることを認識し、人権の尊重を平和を守る目的の一つにしたのであった。

「世界人権宣言」は、前文と30箇条から構成され、いわゆる伝統的な自由権、社会権などを列挙している。教育への権利（right to education）は、第26条において、初等教育の無償性・義務性、技術・職業教育の一般利用性、高等教育へのアクセス、教育の目的、親の教育選択権などが制定されている。そして、この教育への権利は、宣言であるため法的拘束力はないものの、「確立した国際法規」であると理解され、この宣言で国際的保障の対象とされて、今日の国際人権秩序の基礎である国際人権規約において国際実定法規範となっている。この宣言は、道徳的・政治的権威のみならず、習慣法になっており、憲法第98条で条約や国際法規の遵守を求めている。その後、子どもの権利条約をはじめ、国際連合・ユネスコ・ILOなどの総会や会議で採択された多数の条約・勧告・宣言などによって、人類のもつ教育への権利は、具体化しつつある。

このような教育への権利の国際的保障の法体系を「国際教育法」というのであるが、なお国際教育法は生成過程にあって、完成された法体系にまでにはなっていない。国際教育法の内容として、人類全体の生涯にわたる権利保障、教育目的に基づいた価値の指向性、初等教育の義務化と無償制、高等教育へのアクセス、あらゆる面での教育諸条件の整備や確立などが考えられる。そして、国際教育法の成立と発展のために、それを担って行くユネスコなど国際機関やNGOの活動の強化が不可欠である。国際教育法で示された基準は、立法・司法・行政が指導原理として活用していくことが求められる<sup>(9)</sup>。

例えば、国際人権諸条約の日本への影響は、女子差別撤廃条約批准時における家庭科の女子必修制廃止にみられるように小さくはないけれども、国際的な教育問題については、ここで問題にしている「外国人学校」を規定する法的根拠は、国内教育法だけによるのではなく、このような国際的な教育問題は、国際教育法を根拠にして規定され、それに照らして考察・検討していく必要があるように考える。このことは、国内法と国際法との整合性が問われていることでもあり、むづかしいことであるけれども両者が整合性をもつためには、生成過程にあるといわれる国際教育法が全人類を対象とし、共通問題を網羅するような法規に発展していくよう、そして、完成に近い法体系になって、具体的な国際的な教育問題の概念規定をしたり、定義づけを行ったり、考察・検討を行う、法的根拠に当てはめることが可能になっていくよう期待される。

## VI. 外国人の人権と教育

人間は誰もすべての人々が、かけがえのない尊厳性と、価値をもつ存在であることはいくまでもない事実である。人間が本質的にもっている人権（人間としての権利）は、人類が多

年にわたって自由を獲得した成果として、その正当性は歴史的に確認されているものである。人権は立法や政策の基礎になるものであり、人々がそれらを要求していく根拠になる。そして、人権が侵害された時には、裁判による救済を含めて、法的な救済が公的に受けられるのである。日本では、基本的人権の保障は戦後の日本国憲法によって初めて確立された概念であり、人権については、憲法の学習の際に学ぶ。すなわち、基本的人権、人権の国際保障、および国内に現存する差別の問題が主として取り上げられている。しかし、1994年に日本で採択された「子どもの権利条約」について、子どもの立場から人権を問われている視点は少ないように考える。これは今後の課題であろう。

しかし、20世紀になって、外国人の取り扱いについての最低限度の基準は、国際的な慣習法によって認められてきたが、その内容が曖昧で内国人なみの待遇に止まっていたので、国連憲章は、個人の人権の尊重と差別禁止の原則を宣言することによって、内国人と外国人に共通の普遍的基準を打ち出したのであったが、まだ、実際に外国人の人権が普遍的に保障されているとはいえない。その理由の一つは、国際文書の規定が明確さを欠くためと、二つ目は、国や地域によって人権の概念が異なっていて、条約加盟国でも保留や特例が認められていて、実施方法が不適切なためであるという見解がなされている。それゆえに、現在まだ、外国人の人権の国際的保障は、必ずしも十分ではない。けれども、ヨーロッパの国に見られるように、国際条約を通しての人権保障は可能であるゆえに、世界人権宣言が定めている基準を守り、実現していくために、加盟国が国連憲章の国際協力義務を守っていく努力をしていくべきである。

けれども、「国連憲章」や「世界人権宣言」あるいは、同宣言を条約化した「国際人権規約」等は、すべての個人に対して、何らの差別なく等しくその人権を尊重する旨を定めている。そして、内外人の区別をしていない。もっともいずれの国をも立ち去る権利（宣言13条2項）、迫害からの庇護を他国に求める権利（同14条）は、普遍的人権を基礎として、外国人には特別に認められる権利として位置づけられている<sup>(10)</sup>のは、これまた当然の規定と考える。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約には、「国際人権規約」の認める経済的権利をどの程度まで外国人に保障するかを決定することができるとの規定がある（2条3項）。しかし、市民的及び政治的権利に関する規定は国際規約には規定がない。そして、いずれの国をも立ち去る権利の規定（12条2項）や外国人の追及の権限と、追放される外国人の権利保護を目的とする規定（13条）がある。そして、参政権と公務に携わる権利は「すべての市民」のみが存するとの規定（25条）を除いては、外国人に対しても、原則として内国人と平等の扱いをすることが要請されているといえよう。

1981年の第36回総会で提案され、1985年の第40回総会で採択された「外国人の権利宣言」の一つは、「居住する国の国民でない者の人権に関する宣言」(Declaration on the Human Rights of Individuals Who are not Nationals of the country in which They Live) は、1972年より人権委員会を中心にし、従来の国際的保護規定を優先事項として検討されてきたのであった。経済活動の国際化によって、国籍をもつ国以外の国に相当長期にわたり滞在する人々が増加していること、人権の保障はこれら外国居住者にも及ぼすべきであることを考慮しての宣言であった<sup>(11)</sup>。

さらに「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」(International

Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Their Families) も審議されるに至った。移住労働者の人権の保護も大切な問題であり、国連は早くからこの問題に関心をもっており、ILOとともに1972年より、移住労働者の保護活動の強化を求めて、条約化の検討を試みたのであった<sup>(12)</sup>。1990年6月の入国管理局の改正で、日系人に対して活動制限のない在留資格が認められ、単純労働も認められるようになった。この法改正で日系人の比較的多いブラジルやペルーからの就労目的での来日の増加が目立っている。そこで、生活上、環境上、住みやすい状況にすべき問題が起こってくる。

以上のように、外国人の人権については、起こってくる問題をその時その時に検討しつつ人権に関する宣言、条約などの国際法を作り、必要事項を規定してきたのである。そして、これらの法的根拠に立って、外国籍の人々の教育機関も教育問題も考えられ、外国人による学校の設置を許可して、それらのすべてを日本では「各種学校」として法的に位置づけ、規定してきたのであった。それゆえ、たとえ相手の人権は認めてもそれが平等であり、対等であることはむづかしい。外国人が設置する学校はね日本の学校に準ずるものとして、同等に「学校教育法」で現段階では認めがたいのである。筆者は、「人権に関する国際法」を充実していくことが、すべての本質的な問題解決の根本にあるように思えてならない。内国人と外国籍の人とを可能な限り平等に扱うことが実践されてこそ、他の事柄も可能な限り平等に扱われるようになっていくのであろう。日本で真の「国際化」がもっと進展していくためには、異文化を気持ちよく受け入れ、自国の教育を開放し、人類の共生を真剣に考えていくべきであることはいうまでもない。とくに、日本で生まれて日本で生活している在日韓国・朝鮮人は、日本人と全く同様である。このような在日韓国・朝鮮人の設置する学校へ通学する在日韓国・朝鮮人の生徒たちには、大学受験に対しても、特別な配慮が必要であることはいうまでもない。

## おわりに

今回はからずも、外国人学校の大学受験問題を通して、根本にある人権問題について考察することができ幸であった。なぜなら、教育の問題を長年にわたり考察・検討してきた筆者は「人権」の問題は法律家が論じるものとばかり考え、教育問題を人権の観点から考察してこなかったからである。つまり、人間が差別されることを人権侵害と考える点から考えてこなかったのである。また、「大阪朝鮮高級学校」へ訪問し、教育の実態を知り得たことも見聞を広くした。

さらに、今回、筆者の尊敬する今は亡き伊東すみ子先生の書かれた『女性・人権・NGO』の著書を読ませて頂く機会に恵まれたことは、国際的な問題の基盤には、つねに人権が大切にされているのに、差別を人権の侵害という立場から捉えることが弱かったのである。それゆえ、日本の人権教育は国内の同和問題に偏っていて、残念であるけれども、人権教育の内容、あり方や実戦面・国際面での取り組みが遅れているといわざるをえない。その上、国際的な教育を国内教育法に当てはめて考えようとする無理がある。教育の国際化の前に、教育に関する国際法をもっと充実して、教育に関する国内法との整合性をはかりつつ、検討していかねば解決はむづかしい。自国人の教育は大切であると同様に、外国籍の人々に対する教

育も大切に引き上げていくべきである。(2002, 12, 20)

【注】

- (1) 外国人学校では、日本の学校のように、検定教科書を使用することや、日本の教員免許状をもった教師を雇うことは無理と考えたので「各種学校」として、自由に教育をしてもらうことにしたということであった。
- (2) 『朝日新聞』2002年9月13日の夕刊による。
- (3) 『朝日新聞』2002年9月14日の朝刊による。
- (4) 『千里国際学園』中等部・高等部と“Osaka International School”2002年度要覧参照
- (5) インタビューと『大阪朝鮮高級学校』創立50周年記念誌2002年参照とによった。
- (6)・(7) は、文部科学省の国際課でもらった資料によった。
- (8) 文部科学省「各種学校」の係の方の意見であった。
- (9) 『解説教育六法』の「国際教育法」の項目 2002年度版三省堂 1136頁
- (10) 伊東すみ子、『女性・人権・NGO—いま世界の人権は—』尚学社 1989年 148頁
- (11) 『前掲書』149頁-150頁参照
- (12) 『前掲書』156頁-158頁参照

(文学部・国際文化学研究所講師)